

横須賀市報

第1862号

発行日 横須賀市小川町11番地
 毎月 横須賀市役所
 編集兼 横須賀市長
 10日 発行人 上地克明
 25日 印刷所 ㈲宮村印刷所

目次

告示

- ◇指定障害児通所支援事業者の指定について..... 15127
- ◇指定地域密着型サービス事業者の指定について..... "
- ◇指定居宅介護支援事業者の指定について..... 15128
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について..... "
- ◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について..... "
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について..... "
- ◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について..... 15129
- ◇指定特定相談支援事業者の指定について..... "
- ◇特定教育・保育施設の確認について..... "
- ◇特定教育・保育施設の確認の辞退について..... 15130
- ◇地縁による団体の告示事項の変更について..... "
- ◇要保護児童対策地域協議会の設置について中一部改正..... "
- ◇除却広告物等の保管について..... "
- ◇放置自転車等の移動について..... "
- ◇地籍調査の実施について..... 15131
- ◇道路区域変更及び供用開始について..... "

公 告

- ◇介護保険料納入通知書の公示送達..... "
 - ◇介護保険料の督促状の公示送達..... "
 - ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達..... 15132
 - ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達..... "
 - ◇国民健康保険料の督促状の公示送達..... "
 - ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... "
 - ◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達..... "
 - ◇担保権設定等財産差押解除通知書の公示送達..... "
 - ◇担保権設定等財産参加差押解除通知書の公示送達..... "
 - ◇横須賀都市計画下水道事業の変更認可に関する図書の写しの縦覧について..... "
 - ◇都市公園の区域及び面積の変更について..... "
 - ◇農用地利用集積計画について..... 15133
- 上下水道局告示
- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について..... "
 - ◇指定下水道工事店の継続指定について..... 15134
- 選挙管理委員会告示
- ◇選挙権を有する方の50分の1の数について..... 15135

- ◇選挙権を有する方の3分の1の数について..... "
- ◇選挙権を有する方の6分の1の数について..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任替えについて..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所について..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における開票の日時及び場所について..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙における開票立会人のくじを行う日時及び場所について..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙における開票事務と選挙会の事務とを併せて行わないことについて..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任替えについて..... 15136
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任替えについて..... "
- ◇神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙に係る期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者の選任替えについて..... "

正 誤

告 示

横須賀市告示第81号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年4月1日	One step smile 横須賀・衣笠教室	横須賀市公郷町2丁目2番地	児童発達支援	横須賀市公郷町2丁目2番地 株式会社Sakura Sunny 代表取締役 狩野英雄
同	One step smile 横須賀・衣笠教室	横須賀市公郷町2丁目2番地	放課後等デイサービス	横須賀市公郷町2丁目2番地 株式会社Sakura Sunny 代表取締役 狩野英雄
同	たからじま	横須賀市吉井3丁目39番12号	放課後等デイサービス	横須賀市吉井3丁目39番11号 有限会社みやび商事 代表取締役 村澤雅彦

横須賀市告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし

て指定しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 4月1日	Mi a s aリハビリ ステーション走水	横須賀市走水2丁目26番 21号	地域密着型通所介護	横浜市金沢区並木一丁目金沢シーサイドタウン第一第二街区第三号棟 103号室 株式会社ライフエンゲージ 代表取締役 松下正
同	聖隸看護小規模多機能横須賀	横須賀市武3丁目39番1号	複合型サービス	静岡県浜松市中区元城町218番地26 社会福祉法人聖隸福祉事業団 理事長 青木善治

横須賀市告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 4月1日	ケアプランすみれ	横須賀市森崎2丁目4番 11号	居宅介護支援	横須賀市森崎二丁目4番11号 合同会社信喜 代表社員 荒井信子
同	湘南山手介護保険センター	横須賀市吉井3丁目6番 7号	居宅介護支援	横須賀市吉井三丁目6番7号 湘南山手介護保険センター合同会社 代表社員 齋藤由美
同	かわせみふくし相談室	横須賀市鴨居1丁目6番 3号	居宅介護支援	横須賀市汐見台二丁目3番18号 合同会社かわせみふくし舎 代表社員 床井紀子

横須賀市告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 3月31日	ニチイケアセンター 横須賀中央	横須賀市若松町3丁目5番地レジーナ・タワー 101号室	訪問入浴介護	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介

横須賀市告示第85号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 3月31日	ニチイケアセンター 横須賀中央	横須賀市若松町3丁目5番地レジーナ・タワー 101号室	介護予防訪問入浴 介護	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 株式会社ニチイ学館 代表取締役 森信介

横須賀市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年 4月1日	居宅介護うさぎ	横須賀市根岸町2丁目13番50号	居宅介護	横須賀市西浦賀三丁目27番4号 株式会社リレア 代表取締役 白井佳代子

同	居宅介護うさぎ	横須賀市根岸町2丁目13番50号	重度訪問介護	横須賀市西浦賀三丁目27番4号 株式会社リレア 代表取締役 白井佳代子
同	訪問介護事業所すいか	横須賀市久里浜3丁目34番3号	重度訪問介護	大阪府大阪狭山市西山台二丁目12番20号 一般社団法人朋友会 代表理事 久吉哲哉
同	みんなのおうちすいか	横須賀市久里浜3丁目34番3号	短期入所	大阪府大阪狭山市西山台二丁目12番20号 一般社団法人朋友会 代表理事 久吉哲哉
同	Blue Sky 武	横須賀市武1丁目16番15-7号	短期入所	横浜市中区桜木町一丁目101番地1 クロスゲート7階 株式会社青空横浜 代表取締役 築前延幸
同	キッチン彩	横須賀市舟倉1丁目30番7号	就労継続支援B型	横須賀市舟倉一丁目31番2号 特定非営利活動法人はまゆう 理事長 中村玲子
同	グループホームものがたり	横須賀市池上6丁目5番11号	共同生活援助	横浜市金沢区釜利谷一丁目8番4号 ものがたり合同会社 代表社員 丸岡英樹
同	みんなのおうちすいか	横須賀市久里浜3丁目34番3号	共同生活援助	大阪府大阪狭山市西山台二丁目12番20号 一般社団法人朋友会 代表理事 久吉哲哉

横須賀市告示第87号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次に

掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出がありました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年3月31日	グループホーム一歩	横須賀市長沢3丁目1番13-102号	共同生活援助	横須賀市長沢三丁目1番13-102号 特定非営利活動法人一歩 理事長 石渡美智子

横須賀市告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定に

より、次に掲げる者を指定特定相談支援事業者として指定しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和5年4月1日	ドリーム・プリン横須賀相談支援	横須賀市安浦町1丁目4番地4若松安浦ビル2階	大阪府大阪市東住吉区湯里四丁目17番3号 株式会社スガ 代表取締役 菅 恵子

横須賀市告示第89号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、次に掲げる施設を特定教育・保育施設として確

認しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

確認年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和5年4月1日	認定こども園横須賀若葉幼稚園	横須賀市金谷1丁目5番8号	認定こども園	学校法人横須賀学園
同	たかとり幼稚園	横須賀市湘南鷹取5丁目30番1号	幼稚園	学校法人西武学園
同	まほり幼稚園	横須賀市馬堀海岸3丁目11番1号	幼稚園	学校法人西武学園
同	津久井幼稚園	横須賀市津久井1丁目12番28号	幼稚園	学校法人津久井浜学園

横須賀市告示第90号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定により、次に掲げる施設から特定教育・保育施設の確認の辞退

がありました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和5年4月1日	横須賀若葉幼稚園	横須賀市金谷1丁目5番8号	幼稚園	学校法人横須賀学園

横須賀市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変更前	変更後
浦賀丘住宅地自治会	有泉 大 横須賀市浦賀丘1丁目10番17号	大山一成 横須賀市浦賀丘1丁目14番15号
光風台町内会	高橋 恵史 横須賀市光風台1番13号	三壁 紅美 横須賀市光風台1番23号

横須賀市告示第92号

平成17年横須賀市告示第103号（要保護児童対策地域協議会の設置について）の一部を次のように改正します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

第3項の表神奈川県浦賀警察署の項中「神奈川県浦賀警察署」を「神奈川県横須賀南警察署」に改める。

横須賀市告示第93号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都巿部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週

間一般の縦覧に供します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	2	二葉2丁目地内	令和5年3月1日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	4	佐原4丁目・5丁目地内	31日まで	

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

- (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第94号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地克明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和5年3月1日から同月31日まで	58	4	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	1	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	31	0	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	堀之内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	8	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	5	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地

同	20	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	21	1	追浜東町3丁目、田浦町1丁目、安針台、吉倉町1丁目、大滝町1丁目、日の出町1丁目、不入斗町4丁目、佐野町4丁目、金谷2丁目、池田町3丁目、浦賀1丁目、浦賀丘2丁目、佐原4丁目、久里浜6丁目、野比3丁目、長井3丁目及び須輕谷地内の道路	同
同	2	0	汐入駅第1自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	衣笠駅第1自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	北久里浜駅第3自転車等駐車場	同
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

3 返還を受ける方法

(1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 2,500円

原動機付自転車及び普通自動二輪車 1台につき 5,000円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市建設部土木計画課

横須賀市告示第95号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、次のとおり地籍調査を実施します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地 克明

1 事業計画が定められた年月日

令和5年3月15日

2 調査を実施する者の名称

横須賀市

3 調査地域

田浦町1丁目・2丁目及び長井6丁目の各一部

4 調査期間

令和5年4月25日から令和6年3月31日まで

横須賀市告示第96号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和5年4月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区間	敷地の幅員	延長
3,553	旧	太田和1丁目1621番の28地先から太田和1丁目1621番の26地先まで	メートル 2.1~ 2.3	メートル 24.5
	新	太田和1丁目1621番の1地先から太田和1丁目1560番の2地先まで	3.0~ 6.4	25.1

公 告

横須賀市告示第79号（令和5年4月14日）
掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

年度	科 目	備 考
令和4年度	介護保険料納入通知書	3月分の納期限は、令和5年5月1日に変更する。

（別紙略）

横須賀市告示第80号（令和5年4月14日）
掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方か

ら申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	介護保険料	11月分	令和5年2月28日
		12月分	令和5年2月28日
		1月分	令和5年2月28日

(別紙略)

横須賀市公告第81号 (令和5年4月14日)
掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料 決定通知書	2月分及び3月分の納期限は、 令和5年5月1日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第82号 (令和5年4月14日)
掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

年 度	科 目	備 考
令和4年度	国民健康保険料 変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第83号 (令和5年4月14日)
掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 别	月 別	発付年月日
令和4年度	国民健康保険料	7月分	令和4年8月31日
		8月分	令和4年9月30日
		9月分	令和4年10月28日
		10月分	令和4年11月30日
		11月分	令和4年12月28日
		12月分	令和5年1月31日
		1月分	令和5年2月28日

(別紙略)

横須賀市公告第84号 (令和5年4月14日)
掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第85号 (令和5年4月14日)
掲示済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月14日

横須賀市長 上地 克明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和4年度	後期高齢者医療 保険料	1月分	令和5年2月28日

(別紙略)

横須賀市公告第86号 (令和5年4月18日)
掲示済

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第87号 (令和5年4月18日)
掲示済

別紙の者は、その事務所及び事業所が明らかでないため、担保権設定等財産の参加差押解除通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和5年4月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、神奈川県知事から横須賀市計画下水道事業公共下水道の事業計画の変更認可に関する図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により横須賀市都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市公告第89号 (令和5年4月25日)
掲示済

都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第2条の規定により、次の都市公園の区域及び面積を変更し、令和5年5月1日からその供用を開始します。

令和5年4月25日

横須賀市長 上地 克明

名 称	位置(代表地番)	区 域	面 積	
			変 更 前	変 更 後
久里浜1丁目公園	横須賀市久里浜1丁目381番4	別図のとおり	平方メートル 22,628	平方メートル 36,514
(別図略)				
横須賀市公告第90号				
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。				
その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。				
令和5年4月25日				
横須賀市長 上 地 克 明				
記の1				
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在	横須賀市林5丁目1662番1及び1662番3			
2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名	長井6丁目3番3号 株式会社アグリライフ 代表取締役 黒田正敏			
3 利用権を設定する方の住所及び氏名	横須賀市林5丁目1721番地 岩澤清泰			
記の2				
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在	横須賀市林3丁目153番			
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名	横須賀市林4丁目5番5号 岩澤安史			
3 利用権を設定する方の住所及び氏名	横須賀市追浜町2丁目70番地 徳間寿子			
記の3				
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在	横須賀市津久井5丁目3944番及び3945番			
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名	横須賀市津久井3丁目28番21号 原健治			
3 利用権を設定する方の住所及び氏名	横須賀市津久井3丁目23番15号 長谷川茂			
記の4				
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在	横須賀市長坂4丁目921番3及び931番1			
2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名	横須賀市秋谷2丁目1110番地 株式会社平凡野菜 代表取締役 藤原信良			
3 利用権を設定する方の住所及び氏名	横須賀市秋谷2丁目4番1号 乾周一郎			
記の5				
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在	横須賀市須輕谷字中ノ町445番及び446番			
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名	横須賀市林4丁目5番11号 井上徹也			
3 利用権を設定する方の住所及び氏名	横須賀市須輕谷1223番地 福田安子			
記の6				
1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在	横須賀市須輕谷字天王谷959番			
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名				

横須賀市林2丁目12番8号

岩澤健和

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市林2丁目5番9号

影井トメ

横須賀市林2丁目5番9号

影井節子

横須賀市長井3丁目33番16号

松井孝子

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第12号(令和5年4月25日掲示済)

下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、令和5年5月1日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。

その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。

令和5年4月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長島洋

下水を排除し、及び処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の方式	終末処理場の位置及び名称
阿部倉の一部			
平作2丁目、3丁目及び6丁目の各一部			
小矢部2丁目の一部			
衣笠町の一部			
大矢部5丁目の一部			
走水1丁目及び2丁目の各一部			
吉井1丁目の一部			
浦賀6丁目の一部			
鴨居3丁目及び4丁目の各一部			
東浦賀2丁目の一部			
西浦賀3丁目及び5丁日の各一部			
佐原4丁目の一部			
神明町の一部			
長沢6丁目の一部			
津久井3丁目及び4丁日の各一部			
長井1丁目から6丁目までの各一部			
林1丁目、3丁目及び4丁日の各一部			
別図のとおり		分流式	

武1丁目、3丁目及び5丁目の各一部	横須賀市長坂2丁目2番2号 横須賀市西浄化センター	秋谷の一部		
太田和2丁目の一部		秋谷2丁目の一部		
荻野の一部		(別図略) ~~~~~		
長坂3丁目及び4丁目の各一部		横須賀市上下水道局告示第13号 横須賀市下水道条例(昭和41年横須賀市条例第29号)第6条 及び指定下水道工事店条例(平成12年横須賀市条例第45号)第 15条の規定に基づき、令和10年3月31日まで次に掲げる工事店 を本市指定下水道工事店として継続指定しました。		
佐島1丁目から3丁目までの各一部		令和5年4月25日 横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長島 洋		
芦名1丁目及び2丁目の各一部				

登録番号	工事店名	代表者名	所在地	指定年月日
須155	東西工業株式会社	丸中達哉	横浜市保土ヶ谷区法泉二丁目25番18号	令和5年4月1日
須159	有限会社鈴川工業	鈴川利明	横須賀市太田和五丁目556番地5	同
須161	有限会社谷田商会	河田裕剛	三浦市初声町和田2629番地	同
須164	株式会社花和産業	永井福男	横須賀市野比三丁目30番26号NNビル201	同
須165	株式会社ライフライン岩崎	岩崎重次	横須賀市三春町三丁目8番地	同
須166	株式会社田辺水道工務店	田辺徹二	横浜市保土ヶ谷区仏向西17番14号	同
須241	オカモト総合設備株式会社	岡本貴士	横浜市瀬谷区竹村町19番地3	同
須245	有限会社こじま設備	小島秀夫	横浜市旭区今宿西町373番地8	同
須247	関東設備有限会社	糟谷次郎	平塚市田村四丁目19番20号	同
須248	株式会社ミライ工業	藤田正良	茅ヶ崎市赤羽根2165番地2	同
須250	東光建設株式会社	黒須博	横浜市旭区東希望が丘189番地	同
須252	さくら設備工業株式会社	河内圭二郎	横浜市神奈川区菅田町923番地	同
須254	東京ガスエナジー株式会社	小菅大輔	鎌倉市岩瀬694番地	同
須255	株式会社モリヤ総合設備	森正雄	横浜市泉区緑園二丁目9番地4	同
須256	株式会社金沢商会	金澤敏行	鎌倉市長谷一丁目11番14号	同
須317	椎葉設備	椎葉智広	横須賀市安浦町2丁目33番地1ザ・タワーhaus 408	同
須321	佐々木設備工業株式会社	佐々木正法	横須賀市ハイランド二丁目14番9号	同
須322	有限会社斎藤設備工業所	斎藤好一	横浜市鶴見区東寺尾一丁目7番15号	同
須323	矢崎設備工業株式会社	矢崎祐次	横浜市港南区下永谷五丁目7番30号	同
須363	安田設備工業株式会社	安田仁	横須賀市長坂四丁目20番21-3号	同
須364	株式会社ソリド・ワン	有馬弘宣	東京都西東京市東伏見三丁目8番13号	同
須365	株式会社日本工業所	佐藤拓	横浜市南区六ツ川二丁目10番地13	同
須366	株式会社スピリッツ	苅山佑樹	横須賀市森崎一丁目10番6号	同
須367	株式会社山本工務店	山本健一	足柄上郡中井町井ノ口2761番地の15	同
須368	株式会社松浦設備	松浦公二	横浜市磯子区岡村三丁目11番32号MATSUURABLGD	同
須370	株式会社カトー工業	加藤覚	藤沢市石川一丁目29番地6	同
須371	株式会社サンエクステリア	鈴木誠二郎	横須賀市太田和一丁目6番9号	同
須373	株式会社漸進	石井貞嘉	横浜市南区西中町二丁目36番地	同
須374	結工業株式会社	福田寛美	横浜市泉区上飯田町1818番地16	同
須375	柳総合建設株式会社	柳南龍	横須賀市大矢部四丁目45番2号	同
須376	有限会社原管工	原泰一	鎌倉市長谷二丁目21番5号	同

須377	有限会社エス・エー企画	笹本 岳志	横須賀市吉井三丁目12番4号	同
須378	株式会社クラシアン	今田 健治	厚木市船子602番地1	同

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第17号（令和5年3月30日）
（掲示済）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の50分の1の数は、6,661です。

令和5年3月30日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第18号（令和5年3月30日）
（掲示済）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する方の総数の3分の1の数は、111,003です。

令和5年3月30日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第19号（令和5年3月30日）
（掲示済）

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する方の総数の6分の1の数は、55,502です。

令和5年3月30日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第20号（令和5年3月30日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時にうる神奈川県知事選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、別紙のとおり選任します。

令和5年3月30日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫
(別紙略)

横須賀市選挙管理委員会告示第21号（令和5年3月30日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時にうる神奈川県知事選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき方を、次のとおり選任します。

令和5年3月30日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第22号（令和5年3月30日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時にうる神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和5年3月30日

横須賀市選挙管理委員会

委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

横須賀市選挙管理委員会告示第24号（令和5年3月31日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第1項から第3項までの規定による投票記載所の氏名等の掲示順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和5年3月31日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

1 日時 令和5年3月31日午後6時

2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか2階

横須賀市選挙管理委員会事務室

横須賀市選挙管理委員会告示第25号（令和5年3月31日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時にうる神奈川県知事選挙における横須賀市開票区の開票の日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和5年3月31日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

1 日時 令和5年4月9日午後9時

2 場所

- (1) 神奈川県議会議員選挙
横須賀市不入斗町1丁目2番地
横須賀市総合体育会館第1競技場
- (2) 神奈川県知事選挙
横須賀市不入斗町1丁目2番地
横須賀市総合体育会館第2競技場

横須賀市選挙管理委員会告示第26号（令和5年3月31日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時にうる神奈川県知事選挙における横須賀市開票区の開票立会人となるべき方につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項及び第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定めます。

令和5年3月31日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

1 日時 令和5年4月6日午後5時30分

2 場所 横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか2階
横須賀市選挙管理委員会事務室

横須賀市選挙管理委員会告示第27号（令和5年3月31日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙における開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

令和5年3月31日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

横須賀市選挙管理委員会告示第28号（令和5年3月31日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時にうる神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和5年3月31日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

~~~~~  
横須賀市選挙管理委員会告示第29号（令和5年4月1日）  
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和5年4月1日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

~~~~~  
横須賀市選挙管理委員会告示第30号（令和5年4月4日）
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和5年4月4日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

~~~~~  
横須賀市選挙管理委員会告示第31号（令和5年4月7日）  
（掲示済）

令和5年4月9日執行の神奈川県議会議員選挙及びこれと同時に行う神奈川県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者について、次のとおり選任替えをしました。

令和5年4月7日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山口道夫

(次のとおりは略)

## 正 誤

令和5年4月10日付け横須賀市報第1861号 15117 ページ左欄下から26行目中「横須賀市議会委員会規則中一部改正」は「横須賀市議会議規則中一部改正」の誤り